

令和 8 年 1 月 9 日

保 護 者 各 位

県立三木東高等学校
県立三木総合高等学校
校長 平松 はるみ

臨時休業に関する規程の変更について

小寒の候 保護者の皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校ではこれまで、気象警報発令時などに、生徒の安全面を考慮して臨時休業の措置をとってきましたが、通学区域の拡大や交通事情・気象事情の変化に伴い、この規程を下記のとおり変更します。

記

1 気象警報等による場合

午前6時30分現在、三木市、小野市、神戸市のいずれかに暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪の各警報や特別警報（以下、「警報等」）が発令されている場合、臨時休業とする。なお、居住地域に警報等が発令されている場合、当該生徒は公認欠席（公欠）とする。

2 交通途絶による場合

午前6時30分現在、志染駅に停車する神戸電鉄に交通途絶が生じている場合、臨時休業とする。また、通学に利用するその他の公共交通機関が交通途絶により登校できない場合、学校へ連絡すること。この場合、欠席は公認欠席（公欠）とする。

3 熱中症特別警戒アラートによる場合

前日14時時点で、兵庫県に「熱中症特別警戒アラート※」が発表されている場合、臨時休業とする。

※熱中症特別警戒アラート

県内すべての暑さ指数情報地点（19地点）で、WBGT（暑さ指数）の最高値が35以上と予測される場合に、前日14時ごろ発表される特別警戒情報。

●上記により臨時休業となった場合、次のとおり対応する。

- ・授業や学校行事は、後日振り替えを行う場合がある。
- ・考查は、考查最終予定日の翌日以降に実施する（公欠による考查受験は、別途協議）。

●本規程は、令和8年1月13日より適用します。